○農林水産省告示第百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町大平字中尾四七三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中尾四七三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年一月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　岩手県盛岡市川目第一地割一二四の八から一二四の一一まで・一二四の四一（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　ダム用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　岩手県盛岡市川目第二地割一の六一（国有林）、一の八九（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一の二二（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び盛岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年一月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道磯谷郡蘭越町字湯里六八〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び蘭越町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年一月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　埼玉県児玉郡神川町大字矢納字松ノ平七三四の七、七三五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○国土交通省告示第六十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、四街道都市計画事業物井特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第六回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年一月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十六年一月二十八日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　千葉県四街道市物井六百十三番地独立行政法人都市再生機構千葉東部開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○観光庁告示第三号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録をしたので、同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。

平成二十六年一月二十七日

観光庁長官　久保　成人

一　登録年月日　平成二十五年十二月十七日

二　登録番号　第四十一号

三　登録研修機関の氏名又は名称　学校法人福岡女学院

四　住所　福岡県福岡市南区日佐三丁目四十二番一号

五　研修業務を行う事務所の所在地　福岡県福岡市中央区天神二丁目八番三十八号協和ビル九階

六　法人にあってはその代表者の氏名　松原　安宏

○関東地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山梨県南巨摩郡南部町万沢字境川六九二〇番一から同町万沢字境川六九二三番一まで	前	二二・二三～二三・八一メートル	〇〇・〇一九キロメートル
	後	二二・二三～四六・九八メートル	〇〇・〇一九キロメートル
山梨県南巨摩郡南部町万沢字境川六九三〇番二地先から同町万沢字境川六九六二番二地先まで	前	一六・七〇～三三・三七メートル	〇〇・二三九キロメートル
	後	二二・〇三～七四・八七メートル	〇〇・二三九キロメートル
山梨県南巨摩郡南部町万沢字中ノ平山五五八三番一から同町万沢字中平山五六一二番一まで	前	三九・四八～六一・〇五メートル	〇〇・〇八四キロメートル
	後	三九・四八～七二・一五メートル	〇〇・〇八四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十七日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	区間	敷地の幅員	延長
東関東自動車道水戸線	潮来市延方字延方前五九三九番二から同市延方字延方前三八六番一まで	最大　二九・四四メートル 最小　〇〇・〇〇	〇・〇三〇キロメートル
	鉾田市飯名字次郎右エ門荒句八三六番一から同市当間字久保向二五二二番二まで	最大　二〇〇・四五メートル 最小　〇〇・〇〇	〇・五八七キロメートル

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○関東地方整備局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十七日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十七日

関東地方整備局長　深澤　淳志